

減価償却

1. 減価償却資産とは…

(1)有形固定資産：建物、建物附属設備（冷暖房設備、照明設備など）、構築物（下水道設備、へいなど）、機械装置、車両、器具備品

cf. 土地、建設中のもの、書画・骨とう品は入らない。

(2)無形固定資産：営業権、ソフトウェアなど

cf. 借地権、電話加入権は入らない。

2. 償却方法

(1)取得価額が20万円以上のもの

① 建物

1) 平成10年3月31日以前に取得された建物：定額法又は定率法

2) 平成10年4月1日以後に取得された建物：定額法のみ

② 建物附属設備、構築物、機械装置、車両、器具備品：定額法又は定率法

③ 営業権、ソフトウェアなど：定額法

※届出がないときは、定額法により計算する。

(2)取得価額が10万円以上20万円未満のもの：一括償却資産として均等償却

(3)取得価額が10万円未満のもの：取得価額を全額必要経費

3. 減価償却費の計算方法

(1)定額法

① 有形固定資産：取得価額×0.9×償却率＝×××

② 無形固定資産：取得価額×償却率＝×××

(2)定率法：(取得価額－前年までの償却費の合計額)×償却率＝×××

(3)一括償却資産：一括償却資産の取得価額の合計額÷3＝×××

4. 年の中途に減価償却資産を取得した場合

(1)有形固定資産：3.(1)①又は(2)の金額×A÷12

A：取得した日から12/31までの月数（1月未満は1月とする）

(2)無形固定資産及び一括償却資産：3.(1)②又は(3)の金額のまま（月数按分不要）